## 海岸漂着物対策の一層の推進を求める意見書

海岸漂着物(海岸ごみ)については、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」(以下「法」という。)に基づき、国の基本方針と予算措置の下で海岸漂着物の処理等の対策が取られている。

こうした中、法施行後の現在も国内外から流れてきた多くの海岸漂着物や漂流 ごみ等により海洋の環境に深刻な影響を及ぼしている。

本県では、県と相模湾沿岸13市町で公益財団法人かながわ海岸美化財団(以下「美化財団」という。)を設立して、海岸清掃の事業費を共同して負担することにより、行政区域を越えて一元的に計画的・効率的な海岸清掃を実施し、良好な海洋環境の維持保全に努めている。

しかし、近年、美化財団の清掃活動において、人件費の増加や資材の高騰等に伴い、入札不調が発生したり、入札参加希望者が減少したりしており、今後必要な清掃日数の確保が困難になるおそれがある。

さらに、近年、災害級の大雨による河川からの出水等により短期間に大量の漂着物があふれ、処理が困難になるケースが増加している。このような海岸漂着物の処理については、漂着地の自治体に負担を負わせるのではなく、国の全額負担による恒久的な財源措置で対応するよう改善することが必要である。

よって国会及び政府は、次の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 今後も海岸の清掃活動を維持するため、令和8年度予算において人件費等の 経費高騰を反映した予算措置を確保すること。
- 2 災害級の大雨により大量に漂着する流木等の廃棄物処理は、全国的に考慮すべき課題である。法第29条において、国は海岸漂着物対策を推進するために必要な財源措置を講じる義務があるとされていることから、政府で責任をもって必要な措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年10月14日

衆 院 議 議 長 参議院 長 議 内 閣 総 理 大 臣 大 総 務 臣 殿 財 務 大 臣 国 土 交 通 大 臣 環 境 大 臣